

韓国の刑事裁判の民主化 ——市民参加の「国民参与裁判」から学ぶ

2009年11月5-8日

さる11月5日から、韓国・司法制度改革推進委員長を務めた韓勝憲（ハンスンホン）弁護士のご好意により、2008年1月から開始された「国民参与裁判」の現状を見聞する機会を得ました。隣國の人権と民主主義に直に触れることができ、有意義なものとなりました（韓国学習ツアーより名付け、Harp会員7名を含む総勢10名の参加）。

1 韓国の司法制度改革、とりわけ刑事司法改革の歴史的経過と理念について

はじめに、歴史をふまえた韓国の司法制度改革の理念について述べておきます。

朝鮮戦争終結後1980年代中盤まで、軍事政権が続いた韓国。1998年、日本でも著名な金大中氏が大統領となり、太陽政策はじめ、社会全体の民主化へ大きな歩みを始めました。その路線は盧武鉉前大統領に引き継がれ、司法の分野では、民主化のための「司法制度改革推進委員会」が設置され、改革案の決定、実現の道を始めています。

改革課題の中でも「刑事司法の民主化こそ民主主義社会実現のためにもっとも重要なことである」と韓先生が述べています。これは金大中氏だけでなく、弁護人であった韓先生自身も光州事件（1980年5月18日）の前日に、軍事クーデターで政権を握った全斗煥により逮捕・拘束された（金大中氏はその後の裁判で死刑判決、韓先生も有罪で弁護士資格を剥奪されている）身をもって体験した経験をふまえた大変重い言葉です。

その意味で韓国の司法制度改革は、日本のそれとは根本的に質のことなるもののように思えます。

2 11月6日、大法院で「国民参与裁判」の現状と課題を学ぶ

前日の深夜にソウル入りしたせいか、やや寝不足気味ながら、ホテルを午後8時50分に出発し、午前10時前には大法院（日本でいう最高裁判所）に着くことができました。



韓国大法院（最高裁）

韓先生の引率のせいか、数名の大法院判事、職員の方々にややおおげさな出迎えを受け、まずは大法院内の見学をさせていただきました。

その後、円卓の会議室で大法院・国民参与裁判担当の李仁碩判事から説明を受けました。約1時間の説明と質問のすべてをお伝えすることは、紙面の関係から無理なので、説明された中から、学ぶべき点を以下に書きます。

- (1) 日本の裁判員制度と違い、「国民参与裁判制度」は、近い将来、欧米の陪審裁判に移行するためのプロセスとして実施されているということです。
- (2) この裁判は被告人の選択により実施されます



李仁碩判事

が、制度実施により、刑事裁判の手続が民主化されました。ひとつは「取調べの可視化」の完全実施です（日本では実現されておらず、実際に一部行われているのは「部分可視化」です。「自白」が作り出される警察や検察の取調べの一部公開されたとしても、任意によるのか強制によるのかがわからず、えん罪問題は解決されていません）。そして刑事裁判が公判中心主義（日本の刑事裁判は現時点ではほぼ「調書裁判」）となったことです。また、国民参与裁判の被告人には2名の弁護人がつくことが決められています。

李判事の話では陪審裁判にスムーズに移行するために市民への広報活動の強化も含め取り組んでいきたいという話でした。



大法院内会議室での説明

隣国の司法制度、とりわけ刑事裁判の現実を知ることで、人権、民主主義社会という視点から日本の刑事裁判の現状と課題を考えることは重要です。

そして刑事裁判に限らず、日本の人権問題などを他の国の実態と比較し客観化することで問題がみえてくることがあります。今回は Hurp 自体の企画ではありませんでしたが、Hurp でもこのような取り組みを計画していきたいと思っています。

なおその後、国民参与裁判を監視する市民団体「参与連帯」、そして金大中図書館などを訪問したのですが、これは次回にお話ししたいと思います。

Hurp 理事 串崎記

韓国・西大門刑務所歴史館訪問

2009年11月7日

韓国訪問3日目の午後、わたしたちはソウルの西にある西大門刑務所歴史館を見学しました。

周囲は閑静なマンション街で、ここがかつて刑務所であったとは、知らずに訪れた人が見たら、わからないかもしれません。

この施設は、1908年10月21日に、当時韓国を併合していた日本が「京城監獄」の名称で、建設したものです。

そして、日本に対して独立運動を行う韓国の人たちを捕らえ、監禁していました。多くの韓国の人たちが残酷な拷問と監獄生活、そして処刑され、命を落としたとされています。

独立後は韓国政府に収監され、1945年に「ソウル刑務所」となり、1987年にソウル拘置所が義王市に移転されるまで、刑務所としての役目を果た



しました。

1992年には刑務所一帯に独立公園を開園しまし

た。1995年、西大門刑務所歴史館の建設工事が開始され、1998年11月5日にオープンし、一般公開されるようになりました。

また、ろう人形による拷問の再現は、その生々しさに直視できないものもありました。

死刑場の入口に立つボプラの木は、死刑囚が死刑場に入る前にその木に向かって涙を流したいわれ、この木があまり育たないのはその悲しみのためだと伝えられていました。

このような施設が町の中にあるのは、ここが韓国、そして韓国人たちにとって歴史的に重要な場所であるからだと感じました。

この施設を見学していた際、まわりでは韓国人たちが真剣に見学していました。韓国人たちには、わたしたちの姿はどう映ったのでしょうか。日本と韓国に何があったのかを学ぶために日本から来ている、そう映ってほしいと思いました。

(T本)



「法学館憲法研究所報 創刊号」 刊行のご案内

◆『法学館憲法研究所報 創刊号』

2009.07刊行 法学館憲法研究所／税込800円

HuRP の理事である浦部法穂先生が顧問を務める法学館憲法研究所より、これまでの研究論文を掲載した所報が刊行されました。

「法学館憲法研究所報」は、毎年2回発行していく予定です。ここには、憲法とその考え方を解明する論文を掲載するとともに、現代の諸問題を憲法の観点から検証する公開研究会の模様も紹介します。市民の皆さんの憲法に関する発言も掲載します。市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として、多くの市民、学生、研究者の方々にご覧いただきたいと考えています。(本書「刊行あいさつ」より)

ご購入は、HPより申し込みフォーム <https://www.jicljp.form/order.php>

または 150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-5 法学館憲法研究所

Tel 03-5489-2153 までお問い合わせください。

法学館憲法研究所報

2009年7月 No.1
創刊号

刊行あいさつ —— 伊藤・高
「憲法と憲法学者」最高裁判所と憲法 —— 内田・井
「憲法と政治問題の意識と批判および議論」 —— 遠藤・根
「憲法と権限」軍人の抗争権・兵庫義理 —— 木山・新
「憲法と個人の私法権・政治問題」 —— ダラカ・根岸・内田・井
「憲法と政治の相互作用」 —— プローリア・アーロンバーグ・ゼル・ガルモンド
「憲法と憲法の制定モデルと日本を照鏡する」 —— 伊藤・高

JICL
Japan Institute of Constitutional Law
発行／法学館憲法研究所



憲法と平和を見つめ直すために 『長沼事件平賀書簡』

◆『長沼事件平賀書簡

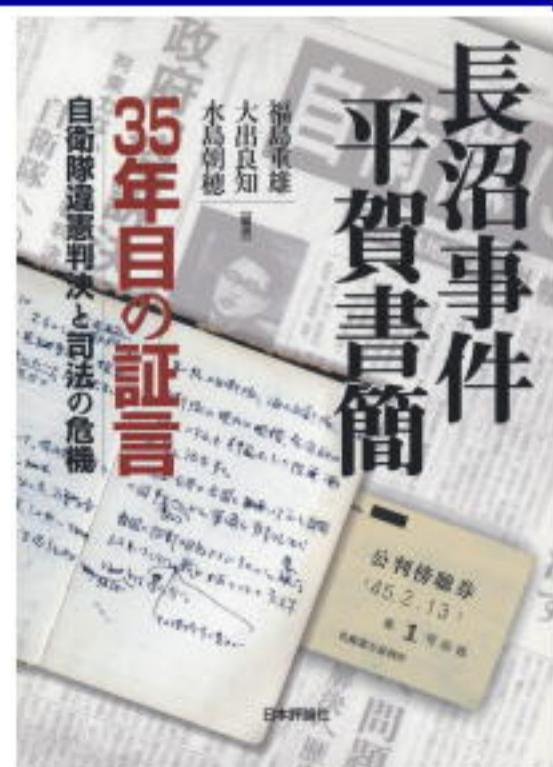
——35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機】

福島重雄・大出良知・水島朝穂 編著

ISBN : 978-4-535-51641-0 2009.04刊行 日本評論社／税込2,835円

1973年9月7日、札幌地裁は「長沼事件」で初の自衛隊違憲判決を下しました。この判決は、国内外で大きな反響を呼びました。同時に、判決に至る過程で発生した札幌地裁・平賀健太所長による裁判干渉は、「平賀書簡問題」として世に知られることとなりました。

判決から35年。多くを語らなかった福島重雄元裁判長が初めて違憲判決に至るさまざまな過程、「平賀書簡」を詳細に語ります。そして「平賀書簡」以降、裁判所全体を巻き込んだ「司法の危機」の深層を当事者たちが明らかにします。今なお続く憲法9条と司法権の独立という2つの問題に関わった当事者による35年の空白を埋める歴史的証言の書です。



2009年も、わたしたち HuRP の活動へのご賛同、ご支援をいただき、まことにありがとうございました。

さて、先日、本通信と共に会費のお願いのお手紙をお送りしましたが、ご覧いただけましたでしょうか。会の運営、また本通信の制作等は、みなさまのご協力により、成り立っています。2009年度の会費をこれから納めていただく方は、本年内に納めていただきたい存じます。

そして、来年度も賛助会員として、HuRP を支えていただければ幸いです。引き続き賛助会員になっていただき、本 HuRP 通信をお読みいただきたく、何卒よろしくお願ひいたします。

また、みなさまのまわりに人権や平和について考えてみたいという方、HuRP の活動に興味があるという方がおられましたら、ぜひご紹介ください。そして、お誘い合わせのうえ、イベントに足をお運びください。お待ちしております。

カラダに平和を 自炊のススメ

42 レタスのキムチ

今回の韓国訪問では、勉強の他にも食事で楽しめました。どれもとてもおいしかったのですが、今回初めて食べておいしかったのが「サンチュのキムチ」でした。辛いだけでなく、何ともいえないおいしさ（「コク」というのでしょうか）でした。ぜひ、家でも作ってみたいと思いましたが、八百屋にサンチュが置いてなかったので、かわりにレタスを代用しました。



材料：レタス、キムチの素、塩、ごま油

手順：

1. レタスを一口大の大きさに切り、さっと洗ってかたく絞って水気を切る。
2. 塩を少量まぶして手ですこしもむ
3. キムチの素をかけて和え、ごま油をたらしてできあがり。

本場の味には遠く及びませんが、簡単にできてとてもおいしいです！レタスがしなりしてとても食べやすくなりました。ただ、あまりにパクパクいけるので、食べ過ぎには注意が必要です！

今回の韓国訪問でも、たくさんのが学べました。韓国大法院には歴史展示室があり、子どもにも裁判（および国民参与裁判）のことを知ってもらおうという取り組みがなされていました。裁判員制度のスタートした日本でも、裁判員になる可能性のある年齢になる20歳になる前に、興味を引くような試みがもっとあってもよいと思いました。
(T本)

